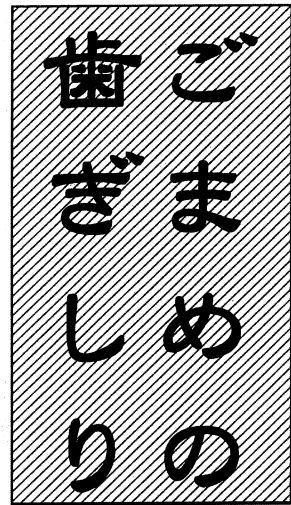


(商標登録番号・第4234817号)



—第33号—

河野太郎事務所

電子メール
taro@konotaro.org
ホームページ
http://www.taro.org/
自民党神奈川県

第15選挙区支部
平塚事務所
〒254-0052 平塚市平塚4-15-16
TEL 0463-36-7771
FAX 0463-36-7778
茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂
1-2-3ツユキビル2F
TEL 0467-86-2001
FAX 0467-86-2002
議員会館
〒100-8982 千代田区永田町
衆議院第2議員会館206号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

豪語していたそうですが、一週間目ごろにこっそり神主さんをお呼びしてお払いをしてもらったとか。ち

日本国憲法の第四十二条には「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。」と書かれています。そして第五十九条には

「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができ

天井を食べた後にコーヒ

を飲みながら、「太郎ちゃん、官邸に出るおばけのこと知ってる？」と麻生太郎代議士(この人も太郎ちゃんと呼ばれるので、ややこしいですが)が、突然、話し出しました。(ちなみに衆議院には麻生太郎、中山太郎、木村太郎に河野太郎と太郎が四人いるので、時々「よたろう」と呼ばれます。閑話休題)。

総理が執務する首相官邸は小泉総理のときに新しくなりましたが、それにあわせて古い官邸は、公邸(総理の居住棟)に改築されました。

この古い方の官邸では、五・一五事件では犬養毅総理、二・二六事件では岡田啓介総理の身代わりになった松尾伝蔵大佐など、総理、警備の巡

査、民間人や軍人等あわせて二十一人が非業の死を遂げているそうです。そして、なんでもそのうちの誰かが今でも出てくるそうです。

麻生太郎代議士いわく、吉田茂、海部俊樹、村山富市、森喜朗等々歴代総理の何人か

てドアを開けると、寝室の前の暗い廊下の先を軍靴を履いたような足音が去っていく。ある総理が、その足音を追いかけていったら、官邸の職員に会って、「今、通ったのは誰だ」と聞いたら、職員がキョトンとして、誰も来ませ

官邸のおばけ

がまったく同じ経験をしているそうです。寝室で総理が床について少し経つと、まず、

寝室のドアが小さくカタカタと鳴り出す。そこで「誰だ」と声をかけると静かになり、

また少しするとカタカタ、カタカタ。それで総理が少しむっとしながら、起きあがっ

んけれど…。

麻生代議士の祖父、吉田茂総理は三日で官邸から出ていったそうです。(おばけのほうも三日で出ていったらしいと誰かが言っていました

が)。
ある総理は、おれはおばけなんか怖くない、大丈夫だと

日本国憲法四十二条

る。」とあります。つまり、日本国憲法は、衆議院と参議院がいつも必ず同じ結論を出すとはかぎらないよ、と言っているわけです。

55年体制が確立し、自民党が政権を担当するようになって半世紀、たまたま自民党が衆議院と参議院で過半数を確保していません。しかし、こ

れはたまたまそういう時代が長く続いていただけであって、衆議院と参議院の過半数を、違う政党が占めていてもちっともおかしくないわけです。

衆議院と参議院がねじれてしまつて国会が動かない、だから大連立が必要だというのは、ちよつと短絡的なものではないでしょうか。

外国の例

諸外国を見てみると、例えばアメリカでは、共和党のレーガン大統領の任期中に、上院は共和党が多数、下院は民主党が多数という時代が長く続きました。結局、民主党が上院も制して、レーガン大

統領の末期は、共和党の大統領と民主党の議会でした。続クブッシュ(父)大統領の時代も共和党の大統領と民主党が多数の議会でしたし、民主党のクリントン大統領の任期には反対に共和党が上下両院の過半数を取り、民主党の大統領と共和党の議会になりました。

現在のブッシュ・ジュニア大統領の時代になって久しぶりにホワイトハウスも議会も同じ政党が握ることになりましたが、2006年の中間選挙で上下両院とも民主党が多数になりました。

フランスでは、社会党のミッテラン大統領時代の1986年に、共和国連合が議会で多数を占め、右派のシラク首相が誕生し、ちよつとおしゃれに「コアビタシオン(同棲)」とよばれるねじれが生じました。ミッテラン大統領時代最後の二年も右派のバラデュール首相が誕生し、1997年からは反対に右派のシラク大統領の下で左派のジョスパン氏が五年にわたり首相を務めました。

イギリスでは上院は貴族院ですからいつも保守党寄りになり、労働党が下院の多数を占め、労働党政権ができる必ず議会はねじれます。

国会図書館が調べたところによると、政権党が議会でも多数を占めていない国というのは珍しくも何ともありません。

例えば、今年の10月の時点で、スペインでは与党が上院、下院の両方で過半数を持つていません。チェコでは下院は与野党が同数。フランスでは野党が上院で多数を占めています。カナダでは与党が上下両院で少数です。イタリアの上院では与党が一議席、過半数に足りません。メキシコでも与党は上下両院の過半数を維持できていません。

それでもみんな、国をしっかりと動かしています。アメリカでは、かつて民主党のクリントン大統領とギングリッチ下院議長率いる共和党が予算審議で激しく対立し、予算の成立が遅れて政府の機能が二度にわたって停止

するということもありましたが、それ以外に、大統領と議会が違う政党だから物事が決められない、進まないということはありませんでした。

大統領と議会の対立だけでなく、アメリカ議会ではしばしば上院と下院が違う結論に達します。同じ政党が上院と下院の両方の多数を占めていてもやっぱり結論が違つたりします。しかし、そういうときは、両院協議会を開いて議論して、妥協案が作られます。

議会在ねじれているから、与党が議会の多数を押さえていないから、何も動かないということは、本来ないので

日本では

日本国憲法五十九条の2は、「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる」と規定し、とりあえず衆議院と参議院の結論が違った

ときのルールを一つ決めていきます。

しかし、衆議院で与党が三分の二以上を占めるということは減多にあります。今はたまたま与党が三分の二を持つていますが、次の総選挙後もそうなるとはかぎりません。それにこの三分の二以上の再議決で成立させられるのは、法案だけです。テロ特措法に基づいた自衛隊の派遣や日銀総裁などの国会同意人事などの国会承認にはこのルールはあてはまりません。衆議院と参議院のそれぞれの過半数が必要で

だからやっぱり与野党の協議が必要で

テロ特措法の特別委員会の審議が続いている中で、自民党の河野太郎と民主党の長島昭久は、お互いが賛成できる案をつくりました。11月1日に期限が切れた法律を改正して、自衛隊の派遣は国会の「事前」承認を必要とするという案です(期限が切れたテロ特措法は、自衛隊の派遣にあたり、国会の「事後」承認が必要でした)。そしてその法律



ヨルダンのアブドラ国王を王宮に訪ねる(国王に敬意を表してアラブスタイルで)

に基づいて自衛隊の補給活動を承認するという我々二人の合意案ならば、自民党は賛成するでしょうし、公明党も異存はないのではないのでしょうか。民主党はもとより事前承認を要求していたわけですから、もし小沢一郎代表が反対しなければ、民主党は賛成したでしょう。

年金問題にしても、民主党の年金調査会長の古川元久代議士と自民党の河野太郎の考え方はほとんど一緒です。一階部分の基礎年金は消費税を財源にして、現行の消費税率では基礎年金を賄えないので消費税率を3%上げさせていただく。二階部分は職業を問わず、全ての人を対象とした報酬比例の積立方式にする。自民党内でも基礎年金を消費税でやろうという考えの勉強会に百人を超える議員が集まるようになりました。基本的に考え方が一致していますから、後は細かい仕組みや数字を積み上げて、新しい制度を作り上げる作業を共同で始めるだけです。

とにかくダメというのでは

なく、自分はこう思っているが、ここまでは妥協してもよいかからまとめよう、前に進めようということが大事なのではないのでしょうか。

もし、お互いが前向きならば、知恵を出せば必ず案はまとめることができると思っています。反対に、どちらかが潰してやろうと思えば、妥協案を潰すのは簡単です。要するに、国民にとってどちらがよいのかということですが、

いろいろな疑惑を追及し、はっきりさせることはとても大切です。しかし、疑惑があるから、その追求が終わるまで他のことは国会で一切やらないというのは間違っていると思います。疑惑を追及し、税金が不正に使われていることを正すのも納税者のため、国民のためです。日本の国にとって必要な法律を成立させることも国民のためです。疑惑を解明するまでは他のことは国会でやってはいけないというのは、国民不在の政局をつくり出しているだけに過ぎません。

衆議院と参議院をねじれさ

せたのは国民の選択です。国会は、その選択にしっかりと応え、日本を前に進めるために、しっかりと議論をし、お互い譲れるところは譲り、一つ一つ結論を出していくという他の国の議会ではあたりまえのことをやらなければなりません。

メールマガジン版のお薦め

国会の中で、河野太郎が日々何を考え、何を行動しているか、リアルタイムに情報を発信する「ごまめの歯ぎしり」メールマガジンを発行しています。週に数回、あなたに電子メールの形でお届けします。お申し込みは河野太郎のホームページへ
<http://www.taro.org/blog/>

プロジェクト 「日本復活」

自民党の若手の仲間とプロジェクト「日本復活」という政策グループを立ち上げました。

日本の競争力を復活させ、国民全体の生活レベルを引き上げるためには「強い経済」が必要です。そして「強い経済」が土台にあるからこそ充実した社会保障をはじめとする「やさしい社会」が実現できるのだと思います。OECDに加盟している国々は、2000年から2006年の間に平均して名目成長率5.1%を達成しています。日本以外のOECD加盟国の中で、2006年の名目成長率が最低だったドイツですら、3.2%の成長を成し遂げています。

そのなかで、これからの日本の名目成長率を3%とみるか2.2%とみるかという今の議論は、少しピントがずれているのではないでしょ

うか。成長率を低く予測すると、それだけ税収の見込みが少なくなり、財政赤字の予測額が大きくなります。増税をならんだ財務省の戦略ではないかと勘ぐりたくなります。

日本の経済成長率を高めると同時に、最初に財政再建のための増税ありきではなく、まず一般会計、特別会計のなかの無駄な財政支出を廃止すること、道路財源をはじめ特定財源を一般財源化していくこと、そして経済の国際化にそぐわない規制を撤廃していくことを目指します。

メンバーは、河野太郎4、柴山昌彦2、西村康稔2、山際大志郎2、上野賢一郎1、佐藤ゆかり1、山内康一1、世耕弘成(参)3、山本一太(参)3の九人です。(数字は当選回数)

年金を抜本的に見直す会

かねてから私が主張してきました基礎年金を全額消費税

でまかなっていく方向で、年金制度の抜本改正を検討する勉強会が自民党内に立ち上げられました。

同じご意見の野田毅代議士に会長をお願いし、私自身が事務局長を務め、事務局次長を亀井善太郎代議士にお願いしました。

毎週火曜日の午後四時半から六時まで、各界から年金の専門家をお招きして検討を重ねています。毎回、六十人以上の自民党の衆参両院議員が出席し、これまで参加いただいた自民党の代議士は百人を超え、年金問題に関する党内の一大勢力に成長しました。

議論の方向性として、一階部分の基礎年金は全額消費税でまかない、二階部分は国民共通的報酬比例の積み立て方式とし、これまで国民年金の保険料をきちんと納めて下さった方々には二階部分の支給を加算するという枠組みが見えてきました。特例措置は廃止し、簡素かつ公平なわかりやすい年金制度を目指します。

現在の制度からどうやって

新制度に移行するか、具体的にどのような税率になるのか、支給額はどうか、数字を入れてご説明ができるように詰めていきたいと思えます。

ご期待下さい。

河野太郎後援会入会のご案内

河野太郎後援会は、河野太郎の政治活動を通じて、日本を夢と可能性のある国にしていくという有権者の集まりです。

入会金や会費は一切ありません。会員には国政報告会や国会見学会をはじめとする各種行事のご案内と河野太郎の国政報告をお送りしています。

また各地域で河野太郎と少人数で意見交換をする会も開催しています。メールまたはお電話でご連絡下さい。

「ごまめの歯ざしり」

バックナンバー

- 第1号 新米議員の一カ月
- 第2号 国会はなぜ眠っているのか
- 第3号 誰が法律を作っているのか
- 第4号 なぜ河野案はなかったか
- 第5号 族議員をふっとばせ
- 第6号 日本外交を考える
- 号外 敗軍の兵、将を語る (総裁選日記)
- 第7号 まず大臣のたらいまわしをやめよ
- 第8号 予算委員会のおかげで
- 第9号 俺達の年金改革
- 第10号 河野法案と日本外交
- 第11号 トイレの無い家 (原発政策について)
- 第12号 神奈川独立!
- 第13号 年金に関する誤解について
- 第14号 今だから話せる
- 第15号 本音の構造改革
- 第16号 与党の改革を
- 第17号 構造改革はできるか
- 第18号 国会議員は詐欺師か
- 第19号 再び不良債権入門
- 第20号 異議があります!
- 第21号 今ここにある危機
- 第22号 腹を切ればよいのか
- 第23号 陰謀とあなたの財布
- 第24号 みゆ
- 第25号 空気の値段
- 第26号 お賽銭と政治
- 第27号 あなたも裁判員
- 第28号 総裁選挙
- 第29号 見えない消費税
- 第30号 教育基本法を超えて
- 第31号 やっぱり年金!
- 第32号 どうする特措法?